

# 1934 年の白川分水問題

井上佳子

Shirakawa river water usage problem in 1934

Keiko INOUE

851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野 1-1-1

長崎県立大学 国際社会学部 国際社会学科

Department of Global and Media Studies, University of Nagasaki,

1-1-1, Manabino, Nagayo-cho, Nishisonogi-gun, Nagasaki Prefecture 851-2195, Japan; inoue28@sun.ac.jp

1934 (昭和 9) 年、西日本を襲った早魃によって、農民は大きな被害を受けた。灌漑設備が整っていなかった当時、農民たちは「分水」によって水を分配した。熊本を流れる白川流域も古くから分水が行われてきた地域である。著者の祖父の日記などをもとに、この年の白川分水問題を概観する。

**キーワード** : 分水、白川、旱害

## はじめに

1934 (昭和 9) 年は、西日本の旱害、東北の冷害、関西の室戸台風と、全国的に気象災害が多く発生した年だ。この年の全国の米の収穫量は、前年比の 30 パーセント近い減収となっている。昭和初めから始まった大恐慌からやっと立ち直ろうとしていた農村は、再び大きな打撃を受けた。

熊本地方気象台発行の「熊本県の気候」によると、この年の熊本は田植え後に 30 日間雨が降っていない。水が不足し、県内のあちこちで水争いが発生している。

著者の祖父、井上富廣は、1911 (明治 44) 年、熊本市郊外の農村 (現在の熊本市南区会富町、当時の飽託郡藤富村) の小作農の長男として生まれた。耕作していたのは 6 反で、主に米と麦の二毛作である。1937 (昭和 12) 年 8 月、第六師団歩兵第 13 連隊の衛生兵として応召、翌 1938 (昭和 13) 年 7 月、中国安徽省大湖で戦死している。

著者の手元には、応召前の 1930 (昭和 5) 年、32 (昭和 7) 年、33 (昭和 8) 年、34 (昭和 9) 年の日記があり、1934 年の旱害について詳しく記述がある。

富廣の暮らす村が水を引いていた白川は、もともと地質的、地形的な理由から、下流まで水の届きにくい水源

だが、この年は特に、旱害によって流域で水争いが頻発、分水の陳情も繰り返行われている。

「名物」とまで言われたという白川の水不足も、この年が最後となった。緑川水系の加勢川の水を白川下流に引く「白川下流用水幹線改良事業」が 1936 (昭和 11) 年 3 月に完成したのである。この事業は、国の補助を受け 1932 (昭和 7) 年 10 月に着工している。1934 (昭和 9) 年の旱害がその工事を急がせたことは間違いないだろう。

この 1934 (昭和 9) 年の旱害については、すでに吉田竹秀、山中進などの論考がある。今回の小稿も、それらの研究を土台としている。その中で、今回、あえてこの原稿を書いたのは、井上富廣の日記の中に、1934 (昭和 9) 年の旱害や分水の記述があったからである。農民としてこの旱害をどう記録しているか、それを残すこともひとつの役割だと考えた。

## 1. 1934 (昭和 9) 年の旱害

### 1-1 気象状況

吉田竹秀のまとめによると、1934 (昭和 9) 年の 6 月、7 月、8 月の熊本の降水量は合わせて 404.7 ミリである。統計がとられている 1891 (明治 24) 年から

1960（昭和35）年までの平均は786.4ミリとなっているので、1934（昭和9）年の3か月間の降水量は平年の51パーセント程度である。統計のとられている間、3か月の合計降水量が最も少ないのは1894（明治27）年の136.1ミリ。その次に少ないのは1944（昭和19）年の374.0ミリ、そして1925（大正14）年384.2ミリとなっており、1934（昭和9）年は4番目に少ない降水量となっている。

熊本地方気象台発行の「熊本県の気候」で、連続して雨が降らなかった日数を示す「無降水最大連続日数」を見ると、1934（昭和9）年は、7月27日から8月25日までの30日となっている。最も長いのは、1894（明治27）年の38日、1951（昭和26）年が31日で、1934（昭和9）年は3番目である。

## 1-2 白川について

寡雨のこの年は、熊本県各地で、田に引く水を求めて争う「水争い」が頻発している。

阿蘇を発し、熊本市の中心部を流れ有明海に注ぐ白川流域も、水争いが頻発してきた。白川は、阿蘇のカルデラを水源としている。流域面積はおおよそ350平方キロメートルで、そのうちの94パーセント、330平方キロメートルがカルデラによって占められている。浸透性の高い火砕堆積物の層が厚いことから、漏水が甚大である。渇水時には上流で可能な限り取水するため、下流部は水の確保が困難となる。

1934（昭和9）年当時、白川には、阿蘇郡錦野村（現在の大江町）の畑堰以降、15の堰が設けられている。上流から、畑、瀬田上井手、瀬田下井手、錦野、迫、玉岡、津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松、護藤、十八口、五丁、井樋山、松山である。

井上富廣の暮らす藤富村は、下流から四つ目の十八口から取水している。この十八口堰から下流は、渇水時、特に大きな被害を被ってきた地域である。

## 1-3 昭和9年夏の経緯

この時期の富廣の日記には、雨が降らず焦りを募らせる様子が連日綴られている。

「6月26日 晴天 今日雨かと思いが、あにはからんや、かんかん日和。流汗りんりとして瀧のごとし」

「6月27日 雨晴天 雨の中を本田まで行く。昭和9年度の初田植えだ。晴れの衣装も甲斐甲斐しく、並ぶ菅笠も揃って歌うや田植え歌。長閑な田園に響いていく。是はわれ等プロレタリア、否、農民階級にのみ与えられる天よりの福音だ」

雨は十分ではないが、村では田植えが始まっている。当時は、集落の垣根を超え、協力しあって田植えが行われていた。「本田」とは近隣の集落の名称である。

「6月28日 晴天 今日やはり本田だ。今日は田中君と苗床に入り一等につくことができた」

若い富廣らは競い合いながら作業をしている。しかし連日、晴天の下での田植えだ。雨の気配はない。

「6月29日 晴雨 今日梅雨を外に日輪は輝いて、われ等の田植えがいつできるのか予測ができなくなった」

「7月3日 晴天 炎天続きで土が火のように焼けて気味の悪い暑さである。おお、われ等の輝きよ、明日は雨をもたらせてくれ」

「7月4日 晴天 土を耕作せし直後はどうやら黒味を帯びているが直ちに輝光に真白く化して仕様のない様に熱い」

「7月5日 晴天 日は照る風は吹かず体の水分は全部流汗となって出尽くすかと思われる位。内田へちょっと立ち寄る。かの地も水が不足で、植えるは植えたがなかなか困難であろう」

7月4日の九州新聞には「空梅雨もそうだが気温も記録破り 水銀は日増しにうなぎのぼりで市内はうだる暑さ」とある。「四十年来の空梅雨で大気は一種の熱風を帯びて寒暖計の水銀は上るばかりだ。昨日三日の最高温度は午後四時で三十三度と云う」と伝えている。

7月5日の九州新聞には「白川の水枯れ」の写真がある。場所は「病院橋付近」とあるので熊本市中心部に近い熊本大学付属病院近くの新世継橋だろう。裸の子供たちが、水の干上がった川底で遊んでいる。

その写真の下には「田植えができず農村に不穏情勢。万一水騒動発生の場合を慮り警察は待機の姿勢」と伝えている。上益城郡白畑村では、水争いから殺傷沙汰になった事件が報じられているし、鹿本郡中富村では四百人の農民が鍬や棍棒で対峙したことが記事となっている。富廣の日記の天気欄も、「晴れ」の文字が続く。

「7月6日 晴天 白川の流れも今はただ森閑として寂し。輝く日輪の光に依って白く乾いている」

「7月7日 晴天 やはり雨雲は来たらず夕方までかんかん照らすなり。おお天よ天よ今に雨を降らせてくれ給え」

「7月8日 晴天 連日の炎天で田植えができず年寄りやはり恨みの言葉が漏れる。我ら若者は年寄りの悔言は、馬の耳に念仏。どうせ自然の猛威に勝てない故、自重するに限る」

「7月9日 晴天 待てど暮らせど雨の片影さえもなく、我ら農民を苦しめるのみ。毎夜満天の星の数、日輪の輝き！！それも田植え済んでの天候ならとにかく喜びもしようがこう連日の好天続きでは世の中も人生も乾ききってしまう。田植不能の範囲においては陸稲を播くやら現苗の仮移植やらあらゆる手段を講じているが自然の猛威は一向変わりなし。我もただここしばらく静観しよう」

「7月10日 晴れ曇り 広こうたる会富の田んぼに全く水分消滅し雨の気配さえなく我ら農夫は苦吐息である」

このような中、大砲の威力で雨を降らせようと、白川流域

の町村長の一行が県庁に鈴木知事を訪ね、第六師団に実弾演習実施の交渉を陳情している。過去、六師団の野砲隊が演習をすると雨が降ったという。

知事の要請を受けた六師団は、8月に実施予定だった野砲隊の実弾射撃演習を繰り上げて実施することを決定、7月8日、9日に大矢野原演習場で実弾一千発を空に向けて撃ち放った。測候所は、「千発も実弾を撃てばその地方の空気をかく乱させ、対流的現象を起こさせ降雨を見る」として、「多分降るだろう」とコメントしている。

そして、7月8日にまず350発の射撃が行われている。記事は「天地を揺るがしたために気圧の配置も破れるかと思われたが、かすかに雲をよんだだけで雨を呼ぶには至らなかつた」としている。そして翌9日も朝7時から射撃が行われている。

11日の紙面には「大砲の威力に雨神も遂に降参 大矢野原演習場にしのつく雨」とあり、一帯に夕立があったことが報じられている。

日記によれば、富廣の集落では6月26日から7月10日まで雨が降っていない。「熊本県の気候」でも、6月26日以降は、28日に2.1ミリ、7月2日に0.2ミリの降雨があるが、そのほかの日はゼロである。7月10日になって2.7ミリの降雨があっている。

11日に2.8ミリ、12日に1.9ミリ、13日に14.8ミリ、15日に4.5ミリの雨が降っており、14.8ミリが降った13日の翌日の九州新聞には「うれしや県下各地に一滴万金の驟雨 万物生々として蘇る」とある。

15日の紙面には「県下全農村に朗らかな田植歌」の見出しがある。13日の降雨で14日は全県下で田植えが行われたのだろう。「待望の雨らしい雨が何十日振りて熊本県下に見参し旱魃に喘ぎきっている農村をほっとさせた」と伝えている。

富廣も15日の日記に、やっと集落で田植えができた」と記している。

**「7月15日 晴天 降雨のお陰 水田に入水して会富に田植え訪れる」**

**「7月16日 晴天 待ち遠かりし我輩宅の田植えになった。手は揃い苗とりにかかる」**

しかし田植えの後水は必要だ。この後日照りは更に深刻になる。7月20日の九州日日新聞は、熊本県下でまだ1割5分の田が田植えができていないと報じている。また22日の九州新聞は、全国的な災害の続発で「昭和6年以来の大凶作予想さる」と報じている。

## 2. 1934 (昭和9) 年の白川分水

### 2-1 分水協定

山中進は、新熊本市史通史編第7巻近代Ⅲ「噴出する

水問題」で、白川における渇水時の水の分配について次のように述べている。「藩政期に生まれた水利慣行は、上流優先・古田優先の原則はあるものの、渇水期には上流と下流がつねに協議し、下流部が用水を要求すれば上流部は取り入れを中止して、一定時間下流部へ水を流下するという慣行が長らく守られてきた。しかし、水不足が極限に達してくると、長年の慣行といえどもかならず実行されるという保証はなく、これまでもたびたび激しい水争いが繰り返されてきた」

山中はさらに、県が命令を発することを避け、上流側と下流側がそれまでの慣行を尊重し、話し合いで解決してきた「分水協定」について次のように記している。

「熊本県は、大正七年(一九一八)に河川法を準用して河川取締規程を施行し、渇水時に分水を必要とする場合は、この河川法(第二〇条第二項六)によって、上流堰における取水を一時制限することができるようにし、これによって分水命令を発している。大正期から昭和初期にかけて、熊本県はたびたび旱魃に見舞われており、白川流域では水騒動が頻発している。こうしたなかで、県知事の分水命令とは別に、大正十三年(一九二四)と大正十五年(一九二六)に、熊本県の斡旋によって上・下流の関係町村長が協議をして申し合わせを取り交わしている。これがいわゆる白川流域分水協定である。」

大正13年と大正15年の分水協定を、吉田竹秀の研究から引用する。

#### ・分水協定(大正13年11月27日)

- 一、分水は、上流七十時間、下流二十八時間とす
- 二、水開始時期は県に於て必要と認めたるとき
- 三、降雨、増水の時は分水時間中といえども中止することあるべし
- 四、右協定事項必要あるときは協議の上変更することを得

#### ・分水協定(大正15年7月23日)

- 一、下流に於て灌漑水に不足を生じ稲の生育に支障ある場合は、其の都度本県に申出づると同時に上流にも申出づるものとす。
- 二、本県に於て前項の申出を受けた場合は直ちに上下流につき実地調査を為し果して分水の必要ありと認めたる時は少くとも10時間前に上流関係堰管理者に其の分水の予告をするものとす。
- 三、管理者に於て分水の予告を受けた時は直ちに地元民に其旨を周知せしめ予告時刻に至っては各堰共一斉に取水口樋門を閉塞し分水するものとす。
- 四、申合書第三項により県より中止の通知なき間は申合書第一項に依り分水するものとす、但し水害のおそれある場合は此限りにあらず。

五、分水期間は毎年県に於て必要と認めたる時期より九月十五日迄とす、但し申合書第三項に依り分水を中止したる時に於て更に分水の必要ありと認めたる時は其開始時期は県より通知するものとす。

## 2-2 1934（昭和9）年の分水

1934年の早魃では、まず8月1日に、熊本県の仲介で、上流、下流の町村長らが出席し大津町役場で協議が持たれている。協議によって、上流側の5か所が20時間ずつ堰を閉鎖し、下流に水を分けることになった。第一回の分水は8月4日に予定通り行われたが、下流の十八口、中島堰には全く水が届かなかった。

8月6日、下流域の農民が、第二回の分水を即時に実施するよう求めて県庁に押しかけている。井上富廣もこの日、この陳情に加わっている。

「8月6日 晴天 今日分水陳情のため県庁に出張することに決して八時揃いによってわれらの農民の死活問題の鍵を握るべき水のため意気は正に天を衝き、今ぞ銀輪はうなるなり。途中警官は阻止しようとするれど、それは無に終わって県庁にたどりつき見れば早や幾百の大衆は持ち場につけり。かかる姿場面を展開さすも白川の頼みならぬさ。欺すれど事ここに至っては是非もなし。ものの十時半頃中島らを先頭に突貫の声ものすごく県庁に割って入らんとする警官、それを静止しようとする。ここに於て幾多の検束者を出したことは憂うべきことだった」

翌8月7日の九州新聞には「白川下流農民七百名県庁に押掛く」との見出しで、この日の騒動を伝えている。「静止する警官隊と小競り合い ついに六名検束さる」「静止を聞かず警官に噛付く 威声をあげて大デモ激化した分水さわぎ」とある。警官隊と農民たちが対峙し、農民たちの行く手を警官隊が阻止する写真も掲載されている。

「8月7日 晴天 分水願しも早や今まで幾度かやった。しかし分水によって水田が潤うということは今までが充分ではなかった。だからと言って分水は一刻の猶予すべき時期ではない。乾田に水を通さんが我々人類において空噎の折最大の馳走を受けるより尚有効ならん」

8月8日には、大津町役場で第二回の分水の協議が行われた。しかし、このときは、上流側も水が不足しているとして協議はまとまらなかった。

8月11日には、鈴木敬一熊本県知事が白川上流、下流を視察している。一方で、富廣ら下流の農民が再度、県庁におしかけている。

「8月11日 晴天 今日はまだ分水第二回の陳情だ。県当局に出頭すれば早や十八口、渡鹿間の関係町村の人勢ぞろいしぬ。今日は前傾にかんがみて最初より代

表者を出した。午前中会議においては概念のみとし具体化しなかった。午後は小休の後、再び代表者集会。われも弱冠ながら会議室に無断で飛び込み警官の目を恐がりながらも会議の様子を聴取せり。分水を降下させるとの県当局の力強い言葉に安心して各自帰還す」

この日の様子は九州新聞が「農民千五百名再び県庁に押掛く」と伝えている。新聞には、つめかけた大勢の農民と、警戒する警察官の写りが掲載されている。麦わら帽子をかぶった大勢の農民と白い制服の警官が、県庁の大きな柱を取り巻き、渦のようになって対峙している。別の見出しには「分水出来ねば退散せずと頑張る」とある。

「8月12日 晴天 分水問題や七島切りで近頃の農人もだいぶ忙しい様子となった。土置七島の寿命も幾何となった。今年は旱天につき七島も不作を打ち芽立てが悪かった」

「8月13日 晴天 今日盆の十三日で初精霊の魂祭の日だ。われも先祖のお墓へ花を供えに行つた。おお在天の英霊願わくば来たり受けよ。そして弱冠小生の針路に活気を与え正しく誘導されんこと地下に告ぐ」

「8月14日 晴天 吹き渡る風さえ熱を帯び見渡す限り田園の稲もさながら呼吸している」

8月12日に第二回の分水、16日に第三回の分水が行われているが、富廣の集落など、下流域には水が届いていない。

17日、富廣の集落にやっと水が届いている。

「8月17日「今日に至って漸く分水来るとの報に接し、われ等十人は選ばれて十八口の水番にあたった。未明に起き出で、薄場に向かい、任務に就けり」

そして翌日の新聞には「満々たる水を眺めて白川下流民狂喜す」の見出しで、分水に成功したことが報じられている。

「8月20日 晴天 古人句に「この夏は雨か嵐かしらねども今日の終わりの田の草を取るなり」この句我の今日の心境にも似て意味深長なり」

「8月21日 晴天 きょうもまた相変わらずに晴れたり。利鎌のうなり張り切った腕のさえ。われ等農村にとりてブルジョアのように高尚な娯楽はないかもしれぬ。然し一步一步進みいく業務の其の楽しさうんと精出しようんと御飯を食しただ黙々と働く裡に無限の興味は湧くなり」

「8月22日 晴天 とにかくこうしていく裡に必ずや血道は開けるだろう。われ等農夫としては綿密なる注意と鋭い観察力、判断力とあいまって適々に展開していくべきだが、天命においてはいたずらにあせらず悠々と進むその心境も佳なりと信ず」

8月26日の九州日日新聞の「死の早魃線に行く」というシリーズでは、「飯米を持たぬ小作人は何を食って行くか」という見出しで、白川下流域、並建地区を取材している。並建地区は、富廣の暮らす集落に隣接している。「村中探し歩いても『米』は収穫期までの飯米を残した地主、自作人、懐具合のいい一部の小作人だけしか持たぬ」「下級小作人達こそ、まず何を食って露命をつなぐか？すでに干からびのた

うつ小作人百五十戸、一千名の人々が並建列だけに現在居るのをどうする」と書いている。

この年の熊本県の旱害被害は、耕作面積7万9751町のうち、2万9751町で、全体の3割3分だと新聞が伝えている。被害額は1500万円を超えたという。熊本県史には、「米の平年作170万石を大きく割って、実に158万250石に激減した」と記されている。全国では、前年比の30パーセント近い減収となっている。

## 終わりに

井上富廣の日記には、恐慌下での農民の苦境が記されている。9月10日の日記には、次のように書かれている。

**「9月10日 税金納入 4円30銭 今日までの日限で県税がきている。せつかく精出し席の代金は税金にすっぽり。これでは一生かかっても貧乏の後追のようなものだ。とにかく出来る限りの辛抱はして、よく精出しして社会の人後に落ちないように努力しよう。青年時代は苦勞しても年老いて少しばかりでも楽になればそれで本望だ」**

そして、10月13日の日記には、こう記されている。

**「10月13日 目前の稲の生育状態に死活問題の中心的たる上納の事につきて協議成す。そのはく言言句の中に深刻なる不景気なるを代表す。三俵見積もりにして一俵半 上納として決行せんとす。地主も小作もともにかような旱害に遭遇してはどちらも苦境は苦境だ」**

収穫も近づき富廣ら小作農が上納米の割合について地主と協議している。地主側は、三俵半あたり一俵半、50パーセントを上納米として納めるよう求めているが、小作側は受け入れられない様子だ。農民の苦境は、このような搾取の構図が背景にあると言える。昭和恐慌は、全国的に小作争議を拡大させることにもなった。

旱魃の被害のあった1934(昭和9)年夏期を中心に、九州新聞、九州日日新聞の記事を見てきたが、8月22日の九州日日新聞には、「大旱魃に泣ける貧農百家族南米へ」との見出しがある。福岡県の農家、百家族が、旅費を福岡県海外協会に出してもらって、ブラジルサンパウロに移住することになったと伝えている。

10月6日の九州日日新聞には、熊本県から初めて満州に渡る特別移民の記事が出ている。またこの年の10月9日の九州日日新聞には、「農村窮乏の秋、海外渡航増加」との見出しも見える。「熊本県保安課渡航係の調査によれば、本年四月以降十月七日現在で、未曾有の干害地熊本県は全国第二位の移民県となった。第一位は福岡県で、熊本県で渡航免許を下付した者は一千二百九十一名に上り、干害地の八代、上・下益城、宇土など断然多数を占めている」と書かれている。故郷を出て、活路を海外に求める農

民も多数いたようだ。

そしてこの時期の新聞には、農村の疲弊を背景に、農村の青年たちが政財界の要人を暗殺した1932(昭和7)年の血盟団事件の首謀者、井上日召の裁判の記事もいくつかある。

昭和初期は、血盟団事件や同年の5.15事件、1936(昭和11)年の2.26事件など要人を狙ったテロやクーデターも頻発した。大陸へ侵攻する軍部を支持するナショナリズムが台頭し、太平洋へと戦争に突き進んだ時代。この苦境に立つ農民を時代にどう位置付けるか、今後の課題である。

## 参考文献・資料

- 1、熊本地方気象台『熊本県の気候』、1961
- 2、吉田竹秀『近代日本と熊本』葦書房、1975
- 3、山田進『新熊本市史通史編第七卷近代Ⅲ』2003
- 4、井上佳子『戦地歴巡・我が祖父の声を聴く』弦書房、2018
- 4、九州新聞 1934年6月～10月
- 5、九州日日新聞 1934年6月～10月